

羽津山町自治会会則

- 第 1 条 本会は、羽津山町自治会と称し、事務所を会長宅におく。
- 第 2 条 本会は、羽津山町に居住する全ての住民と事業所をもって組織する。
- 第 3 条 本会は、会員相互の親睦と福祉の向上、自治の振興と円滑な運営を図り住み良い明るい町に発展することを目的とする。
- 第 4 条 本会の目的を達成するために次の事業を行なう。
1、 市当局及び地区連合自治会との連携。
2、 各種団体の育成・助成。
3、 その他運営上必要なこと。
- 第 5 条 本会に次の役員をおく。
会長 1名 副会長 4名 会計 1名 集会所会計 1名
監査 2名 顧問 1名
- 第 6 条 本会の役員選出は次の通りとする。
1、 選挙管理委員会を設置する。
(管理委員は、顧問・組長代表・各種団体役員代表より構成される)
2、 選挙管理委員会は、会長候補者が推薦され次第速やかに委員会の開催を行なう。
単独の場合は、討議決定を行なう。
複数の場合は、選挙を行なう。
3、 選挙の場合は、組長による記名投票を行なう。
4、 会長は、副会長・会計・集会所会計・監査役員等を推薦し選挙管理委員会に計る。
5、 選出された役員は、総会で承認を得る。
6、 組長は、各組より選出される。
7、 役員の任期は、2か年とし。再任を妨げない。
但し会長については次の制限を設ける。
通算3期を限度とする。
- 第 7 条 本会の役員の任務は、以下のとおり。
1、 会長は、会の代表者で会を統括する。
2、 副会長は、会長を補佐し会長事故ある時は、その任務を代理する。
3、 会計・集会所会計は、本会会計事務を行なう。

- 4、 監査は、会計を監査する。
- 5、 組長は、組を代表し、会の運営に参画する。

第 8 条 本会には、次の会議をおく。
総会・役員会（必要に応じ会長が召集し開催する。）

第 9 条 本会の経費は、会費・補助金・寄付金その他の収入をもってする。

第10条 本会の会計年度は、3月1日より翌年2月末日までとする。

第11条 本会に顧問をおくことができる。

第12条 本会則は、昭和52年4月1日より実施。
総会により改正できる。

- ※ 改則
- | | |
|------|-----------|
| 第6条 | 平成8年2月 |
| 第5条 | 平成21年4月1日 |
| 第6条 | 平成21年4月1日 |
| 第10条 | 平成22年4月1日 |

付 則

第 1 条 本会は、次の各団体役員を推薦及び委嘱する。

- (1) 神社総代・奉賛会役員。
- (2) 自主防災隊。 平成13年12月呼称変更（市民防災隊）
- (3) 子供会育成会会長。
- (4) 仏教団。
- (5) 他必要と認める団体。

第 1 条 本会の総会における構成は、次のとおりとする。

- (1) 自治会役員
- (2) 付則 第1条の各種団体役員
- (3) 社会教育団体代表者

以 上